



発行 新潟県

第48号

令和2年6月26日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 746 地方卸売市場の認定(食品・流通課)
- 747 地方卸売市場の認定(食品・流通課)
- 748 地方卸売市場の認定(食品・流通課)
- 749 地方卸売市場の認定(食品・流通課)
- 750 地方卸売市場の認定(食品・流通課)
- 751 地方卸売市場の認定(食品・流通課)
- 752 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 753 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 754 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 755 道路の区域変更(道路管理課)
- 756 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

- 家畜人工授精に関する講習会の開催(畜産課)
- 家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施(畜産課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

選挙管理委員会規程

- 5 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

労働委員会告示

- 1 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(労働委員会事務局総務課)

告 示

◎新潟県告示第746号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所
新潟漁業協同組合
新潟県新潟市中央区万代島2番1号
- 2 地方卸売市場の名称
新潟漁業協同組合地方卸売市場岩船港市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県村上市岩船港町3144番地21
生鮮水産物
- 4 認定年月日
令和2年6月17日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第747号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所
新潟漁業協同組合
新潟県新潟市中央区万代島2番1号
- 2 地方卸売市場の名称
新潟漁業協同組合地方卸売市場山北市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県村上市寝屋149番地
生鮮水産物
- 4 認定年月日
令和2年6月17日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第748号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所
新潟漁業協同組合
新潟県新潟市中央区万代島2番1号
- 2 地方卸売市場の名称
新潟漁業協同組合地方卸売市場出雲崎市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県三島郡出雲崎町大字尼瀬無番地
生鮮水産物
- 4 認定年月日
令和2年6月17日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第749号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所
佐渡農業協同組合
新潟県佐渡市原黒300番地1
- 2 地方卸売市場の名称
地方卸売市場佐渡広域食品流通センター
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県佐渡市新穂潟上2202番地4
青果物
- 4 認定年月日
令和2年6月18日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第750号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 開設者の名称及び住所
地方卸売市場株式会社糸魚川青果卸売市場
新潟県糸魚川市横町5丁目2番14号
- 2 地方卸売市場の名称
地方卸売市場株式会社糸魚川青果卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県糸魚川市横町5丁目2番14号
野菜、果実およびそれらの加工品
- 4 認定年月日

令和2年6月18日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第751号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 開設者の名称及び住所
株式会社小合園芸センター
新潟県新潟市秋葉区川根甲416番地8
- 2 地方卸売市場の名称
地方卸売市場株式会社小合園芸センター
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県新潟市秋葉区川根甲416番地8
花き
- 4 認定年月日

令和2年6月19日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の頸城土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和2年6月26日

新潟県上越地域振興局長

- 1 退任
理事 上越市頸城区大谷内239番地 松本 祐一
就任年月日 令和2年6月14日

◎新潟県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の長江川水系土地改良区の定款の変更を令和2年6月12日認可した。

令和2年6月26日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営新貝地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年6月29日から令和2年7月28日まで
- 3 縦覧に供する場所
佐渡市役所第2庁舎
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第755号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年6月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市山古志東竹沢字セリ坪丙1874番から	新	7.0~23.4メートル	114.1メートル
同市山古志東竹沢字セリ坪丙1878番1まで	旧	7.0~23.4メートル	113.1メートル

◎新潟県告示第756号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年6月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 291号
- 2 供用開始の区間
長岡市山古志東竹沢字セリ坪丙1874番から同市山古志東竹沢字セリ坪丙1878番1まで

3 供用開始の期日 令和2年6月26日

公 告

家畜人工授精に関する講習会の開催について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年6月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 期間

令和2年8月17日（月）から9月9日（水）まで

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

3 対象となる家畜の種類

牛

4 受講手続

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和28年新潟県告示第1155号）第6条の規定による受講願に履歴書を添え、7月27日（月）まで（必着）に所轄の家畜保健衛生所へ提出すること。

5 受講人数

10人程度（受講希望者が予定人員を超過した場合は選考により受講者を決定する）

6 受講資格

家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条第1項各号の規定に該当しない者。

7 受講経費

テキスト等教材費 20,000円程度

8 問合せ先

新潟県農林水産部畜産課	025-280-5308
新潟県中央家畜保健衛生所	0256-88-3141
新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所	0259-63-2676
新潟県下越家畜保健衛生所	0254-22-3067
新潟県中越家畜保健衛生所	025-794-2121
新潟県上越家畜保健衛生所	025-526-9441

家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による令和2年度家畜人工授精講習会修了者への修業試験を次のとおり実施する。

令和2年6月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 期間

令和2年9月10日（木）及び11日（金）

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、放射線科什器について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年6月26日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

放射線科什器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年8月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「家具類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年7月2日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年7月3日(金)午前10時00分

新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
佐渡市	(略)	(略)	佐渡市	(略) 羽茂病院	(略) 佐渡市羽茂本郷 22
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、新潟県病院局の職員が結成し、又は加入する新潟県立病院労働組合について、新潟県病院局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和2年6月17日次のとおり認定した。

なお、令和元年新潟県労働委員会告示第1号は廃止する。

令和2年6月26日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

勤務箇所	職 名
本 庁	局長 次長 参与 参事 課長 業務指導監 課長補佐 経営企画員 総務係長 職員係長 総務課の副参事、主査、主任及び主事（給与、人事、労働組合に関する事務を行う者に限る。）
病 院	院長 参与 副院長 循環器病センター長 がん予防総合センター長 診療部長（がんセンター新潟病院にあつては臨床部長、研究部長及び情報調査部長） 内視鏡センター長 薬剤部長 看護部長 事務長 事務長補佐
看護専門学校	校長 副校長 事務長